

1	施設No.	15
2	国/市	フランス / パリ市
	設置主体	区
	施設形態	幼稚園
	所管部局	教育省
3	対象年齢	2歳～就学前(6歳)(*ただし2歳児は入所枠に余裕がある場合。見学時は3歳以上で定員いっぱいとなっており、2歳児は入所していない。)
	入園基準	幼稚園入園を希望する者
	入所している子どもの家庭状況	中流家庭 子どもの国籍はフランスだが、民族は様々である。
	保育時間	8:20～16:30(ただし、希望者は有料で18:00まで)
	休園日	水曜・日祭日
	保育料の設定	8:30～16:30までは無料 その後の時間帯の保育料は有料で、収入に応じて8段階に分かれる。 現在、約50人が利用している。 16:30にベビーシッターがお迎えに来る家庭もある。
給食の有無及び給食費	給食:あり(希望者のみ。現在、168人の子どものうち約30人は家に帰る。) 区が委託した企業が搬入。園内で暖める	
4	クラス編成	①2歳～4歳, ②4歳～5歳, ③5歳～6歳
	年齢別児童数(現員)	2歳～4歳 3歳～4歳 4歳～5歳 計 現員 28人×2クラス, 28人×2クラス, 28人×2クラス 168人
	保育者の配置	①幼稚園教諭 1人×2クラス, 1人×2クラス, 1人×2クラス 6人 ②保育補助員 1人×2クラス, 1人(2クラス計), 1人(2クラス計) 4人
	ケア担当職員	③給食・午睡担当職員 ④監督官(16:30～18:00の担当職員)1人×3グループ 3人
	その他	⑤園長 1名 ⑥給食 ⑦ガードマン
5	保育者の資格	①幼稚園教諭 高校卒業後3年間の大学一般教養終了後入学試験を経て、2年間の専門教育を受ける。幼稚園教諭と小学校教諭は共通資格 ②保育補助 ③給食・午睡担当職員 ④16:30～18:00の担当職員/資格なし
6	保育内容	①保育者が課題とその順序を設定し、意図的に教育活動を行っている。 保育者の指示の元に活動が進められている (造形・運動・ダンス・音楽・ビデオ等・絵本・文字・当番活動) ②小グループごとに時間をかけて活動を進めている。 ③子どものレベル別にグループ分けをして、それぞれに応じた活動を提示し、展開している。 ④素材が豊かであり、活動の準備が充分になされている。 ⑤テーマを決めて、保育に取り組んでいる(例えば、中国を知る・畑作りなど) ⑥活動の中で、一人一人の子どもの行動に目配りをして、必要な指示を与えている。 ⑦活動の中に自然を取り入れている。 ⑧十分なスペースがあり、コーナーが設けてあることによって、子どもが自分のペースで活動に取り組むことができる。 ⑨子どもが自分で考えて、取り組む活動も行われている。
		①保育者の意図の強さが子どもの状況によっては負担になる場面もみられる。 ②そのときどきの子どもの思いへのくみ取りが不足している場面も見られる。 例1)例えば、絵を描く際に、縦の線を描くように指示し、そのうちに塗りつぶした子どもに対して、即座にストップをかけ、子どもの思いへの汲み取りなしに、

		<p>縦に描くよう、指示している。</p> <p>例2) ビデオ視聴中に、前から4列の子どもたち(16人)は、集中してみているが、一列空けて最後列の6列目に座っている(7人)は、うち4人が指しゃぶりをしており、他の子どもをつついたり、落ち着かない。</p> <p>例3) 活動時間が長くなると、課題に集中できず、おもいおもいの遊びに移り、オモチャを乱暴に一度に出したりする姿も見られる。</p>
7	合同保育実施場所	保育室・園庭・体育室・食堂・午睡室(3歳児のみ)
保育内容	1. 生活の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭は教育のみ担当し、給食は希望者のみ。家庭に帰って食べる子どもも約30人いる。 ・給食の際は、給食担当職員と保育補助員のうちの何人かが、担当する。 ・給食や午睡(3歳児のみ)はそれぞれ専用の部屋がある。 ・給食は、この園はモデル園として、セルフサービスを取り入れている。(5歳児は自分でおかずをよそう。3~4歳児は盛り分けたお皿を自分でとる)子ども自身が水を汲んだり、トレイを持ち運べるよう、食器は全て軽いものを使用している。 ・食材を一つ、子どもたちが見て確かめることができるようにおいてある。この日はインゲンであった。 ・衣服の着脱・昼食の指導については、細やかに行っている。
	降園	<ul style="list-style-type: none"> ・16:30に帰る子どもたちと保護者などに玄関の前で園長は声かけをしている。多くの子どもは、保護者の持ってきたお菓子や菓子パンをすぐにもらい、食べながら帰って行くが、園長は注意はしない。
	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・16:30に、担当者が来ると、そのうちの一人を見つけて、クラスに残っていた子どもたちが駆け寄っていく。 ・おやつが入っている箱を3段積み重ねて、乱暴に運んでいく。(子ども50人に対して担当者3名) ・16:30から食堂でおやつをとる子どもたちは、それまでの状況から急変し乱暴になり、厳しく注意する担当者に対する試し行動がみられる。それに対して、大きな声や高圧的な態度で注意する。
	2. 生活全般を見通したプランの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・国としてのカリキュラムはないが、就学前に望ましい姿を示している。方法は各保育者に任せられ、就学前にそこに到達することが望まれている。 ・一日を通して、園内の担当者の交代が頻繁であること。 ・家庭と協力して子育てをするという視点に乏しいこと。
3. 乳幼児期の発達を一貫してとらえる保育	保育所(0~2歳)と幼稚園(3~6歳)を通した、一貫したカリキュラムはない。	
家庭支援	4. 保護者への対応	<ol style="list-style-type: none"> ①入園前の説明会 ②16:30にお迎えの子どもの場合は、必要があるときに保護者と話をする ③16:30以降にお迎えの子どもについては、連絡事項がある場合には、バスケットに連絡事項を書いていれておく。 ④学期ごとに、個人個人の連絡帳で、保育活動の内容を知らせている。親からの返信はほとんどない。
	5. 地域・家庭の子育ち・子育て支援	家庭には基本的には踏み込まずに、それぞれの家庭の子育てを尊重している。保護者からの相談には応じている。地域支援は行っていない。
地域との連携	6. マネージメント力の強化	<p>他機関との連携は特別に配慮が必要な子ども以外にはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就園前(6月)に、保育所から園の午前中、見学に来て、おやつを食べて帰る。 ・特に問題がある子どもについては、保育所と園と心理指導員の三者で、話し合いをする。 <p>小学校就学前に、学芸会などの小学校の行事を見学に行く。パリ市で統一して、個々の子どもの記録を小学校に送る。この園の子どもたちはそれぞれ4カ所の小学校へ入学する。</p> <p>土曜日の朝に、職員間の話し合いを持つ。</p> <p>1年間の計画書を学年末に教育省に提出し、認められると予算がつく。その際には、区からも補助がでており、区からは地域の社会資源を活用するよう進められる。本園では、「エトワール北の星劇団(劇活動)」や「ポンピドーセンター(絵画制作)」などが、子どもたちの継続的な活動を指導している。5歳児は美術館に出かけていくこともある。</p>

2004年3月26日

D. 結論

保育所と幼稚園の合同保育の指針

第1章 総則

〈子どもの最善の利益の優先〉

合同保育は、地域の就学前の全ての子どもを対象として、保育することを目的とする。それは生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に、多大な影響を及ぼすものである。同時に、今日、家庭や地域社会と連携して、地域の全ての子どもの育ちや子育てに社会的な支援を行い、次世代育成支援を行っていくことが求められている。

したがって、合同保育は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉と教育を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

〈養護と教育の一体化〉

乳幼児期の保育は生活を通して行われることが基本であり、さらに今日、家庭の養育力や教育力が低下している状況にかんがみて、全ての子どもに養護と教育が一体となった保育を行うことが求められる。そのために、時間帯によって“教育”と“養護”を区分するのではなく、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する保育が、一貫して行われることが重要である。

〈多様性・個別性の尊重〉

合同保育の実施にあたっては、保育所保育指針および幼稚園教育要領を踏まえるとともに、地域の全ての子どもを対象とすることから子どもと家庭のニーズも広がりを持つことを考慮し、その多様性に配慮することが求められる。

乳幼児期の子どもの心身の発達・成長は著しく、また、将来にわたる人間形成の基礎が形成される。しかし一人一人の子どもの個人差は大きいので、保育にあたっては、発達の

過程や生活環境など、子どもの発達の全体的な姿を把握しながら、一人一人の子どもの個別性に配慮した保育を行う必要がある。

特に、子どもの発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどってなし遂げられていくものであり、また合同保育を受ける子どもの生活背景が幅広く、生活体験が個々に異なることを考慮しなければならない。すなわち、発達の道筋は一つではなく、多様であり、それぞれの子どもの生活背景によって、経験する時期も一様ではない。したがって、発達を総合的・全体的にとらえ、幼児一人一人の特性に応じ、それぞれの発達の課題に即した援助を行うようにすることが重要である。

〈おとなとの相互作用を基盤にした自立（自律）〉

このような主体的な活動や人間関係が、おとなとの愛着関係を基盤にして広がっていくところに、乳幼児期の発達の特性がある。

子どもはおとなとの相互作用を通して形成した愛着関係を基盤に成長・発達し、それぞれの子どもの応じた自発的・能動的な興味・好奇心や、それまで身につけてきた知識・能力をもとにして、生活環境内の対象へ働きかけ、それとの相互作用の結果として、新たな態度や知識、能力を身につけていく。

乳幼児期は、おとなとの相互作用を通して愛着関係を形成することが、極めて重要であり、それは将来にわたる人間関係の基盤となり、生きる力の基礎を育成する上で、不可欠である。

したがって、乳幼児期は次第に自立（自律）がすすむ一方で、信頼できるおとなにまだ依存していたいという気持ちも強く残っていることに配慮しなければならない。不安を持ったときには、いつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤として、主体的な活動が活発化していく。す

なわち、おとなへの依存を基盤としつつ、自立（自律）へとむかう時期であり、これについて十分な配慮が求められる。

〈乳幼児期の発達の一貫性・継続性の確保〉

0歳から就学前までは、依存と自立（自律）を繰り返しながら発達していく過程としてとらえることが重要である。この時期を3歳未満と3歳以上とで分断するのではなく、子どもの行きつ戻りつする発達を許容して、愛着関係を基盤としながら自立（自律）を進めていくことが、就学前の保育の基本である。

したがって、合同保育とは、単に3歳以上の保育園児と幼稚園児の保育のみを指すものではなく、就学前の地域の子どもの成長・発達を支援するものとして位置づけることが重要である。

〈生活や遊びを通した子どもの主体的活動の尊重〉

乳幼児期の保育は、その特性を踏まえて、環境を通して行うものであることを基本とする。子どもの発達には、子ども自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連づけて身につけていく側面が重視されねばならない。従って、新たな態度や知識、能力などの獲得のためには、生活や遊びの中で、子どもが自ら好奇心を抱くこと、あるいは必要感を持つことが重要である。

子どもの自発性を尊重し、環境を通した保育を行うことが、合同保育においても、重視されねばならない。特に子どもが自ら生活と遊びを作り出す体験を重視し、その充実を通して子どもの発達を援助していくことが求められる。

〈地域・家庭との連携・支援〉

このような就学前の地域の子どもの健全な心身の発達を図るためには、家庭や地域社会と連携し、保護者と協力することが求められる。

さらに、今日、社会、地域から求められている合同保育実施圏の機能や役割は、保育の

充実に加え、家庭・地域と連携し、一体となって豊かな子どもの育ちを支えていくことである。

今日、地域においては、子育て家庭における保護者の子育て負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴う子育て支援が求められている。地域の全ての就学前児童を対象として保育を行う合同保育実施圏は、地域全体で全ての子どもの育ちと子育てとを支えていくという理念に基づき、地域・家庭との密接な連携やこれへの支援を展開していくことが重要である。

〈異文化の融合としての新たな保育の創造〉

さらに、保育や子育て支援の質を常に向上させるため、保育所における職員研修や自己研鑽などについて、不断に努めることが重要である。

このために、合同保育には、長年、保育所が培ってきた文化と幼稚園が培ってきた文化の交流と協働を行うことによって、互いの良さを融合させ、子どもと家庭を支援する新たな保育を創造することが求められる。

このような理念や状況に基づき、合同保育を展開するに当たって、必要な基本的事項をあげれば、次のとおりである。

1. 合同保育の基本原則

①子どもは安定した情緒の下で、自己を十分に発揮することによって、発達に必要な体験を得ていくものであること、

②子どもの主体的活動および乳幼児期にふさわしい生活を展開し生活や遊びを通して総合的な援助を行うこと、

③一人一人の特性と発達の課題に即した援助を行うことは、保育所保育指針・幼稚園教育要領のいずれにおいても共通する基本原理であり、合同保育においてもこれが基本となる。

④子どもの人権に十分配慮すること、

⑤異文化を尊重すること

⑥固定的な性別役割分業意識を植え付けることのないようにすること

⑦子どもに身体的な苦痛を与え人格を辱めることのないようにすること、

などは、近代社会における人権擁護の立場から、教育施設・保育施設を問わず、いずれの施設においても必ず守られねばならないことである。

2. 合同保育の目標

子どもが、現在を最もよく生き、生きる力の基礎・望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことが、保育所保育指針・幼稚園教育要領のいずれにも共通する目標であり、合同保育においてもこれが求められる。このため、合同保育は以下の諸事項を目指して行う。

①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で、自己を十分に発揮することによって、発達に必要な体験を得ていくこと。

②基本的な生活習慣・態度を育て、心身の健康の基礎を培うこと。

③人への愛情や信頼感、人権を大切にすることを育て、自主、協同の態度及び道徳性の芽生えを培うこと

④自然や社会の事象への興味や関心を育て、

それらに対する豊かな心情や思考力を培うこと

⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、豊かな言葉を養うようにすること

⑥多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること

3. 合同保育の方法

①一人一人の子どもの状態、及び家庭・地域社会における生活実態を把握するとともに、子どもを暖かく受容し、適切な対応を行い、子どもが安定感と信頼感を持って活動できるようにすること。

特に、合同保育では、それぞれの子どもの保育時間の長短や登園日数、生活のスタイルの差異が大きいことから、個々の子どもの状態をよく把握して、個別的な配慮を十分に行うことが求められる。

②子どもの発達を理解し、子ども一人一人の特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とし、発達の課題に配慮して保育すること。

合同保育では、地域のあらゆる子どもを受け入れることを目的としていることから、一人一人の子どもの発達過程の差異に配慮して行うことが重要である。特に発達の遅れ、情緒不安定（家庭背景も含めて）、体調不良などから配慮を必要とする子どもに対しては、個別的な対応が必要とされる。

③子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定し、かつ、調和のとれたものにする。特に合同保育では、家庭生活のスタイルの差異が大きいことから、個々の子どもの生活リズムを十分に把握し、家庭や地域の生活と園生活との連続性、一貫性を考慮し、子どもの生活全般を見通した生活プランの中で、子どもの生活の流れを安定し、調和のとれたものとするよう配

慮が求められる。

また、入所初期に限らず、長期休暇や保育時間の長短などの差異が、個々の子どもの情緒に及ぼす影響を十分に把握し、配慮が必要な子どもに対しては、できるだけ個別的な対応を行う。このようにして子どもが安定感を得られるように努め、次第に主体的に集団に適應できるように配慮するとともに、他の子どもに不安や動揺を与えないように配慮することが求められる。

- ④子どもが自発的、意欲的に関われるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように生活や遊びを通して総合的に保育を行うこと。

このような自発性・主体性を重視し、環境を通して保育を行うことは、保育の基本である。このためには、保育者が環境の全てを準備するのではなく、「子どもと共によりよい環境を創造する」ことが重要である。

また子どもの主体的な活動や乳幼児期にふさわしい体験とは、“遊び”に限定されるものではなく、「生活」や保育全般を指すものである。特に生活時間の大半を園で過ごす子どもがいることや、今日の家庭状況をかながみると、“生活”を通して子どもが多様な経験を得ていくことを再認識し、子どもと共によりよい生活や遊びを創造していくことが求められる。

- ⑤一人一人の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の関係づくりや集団活動を効果あるものにするように援助すること。

合同保育では、食事や行事への参加など、種々の違いが生じることがある。子ども同士の関係づくりをする前提として、子ども同士の間にこのようなおとなの事情による“違い”を作らないよう、職員間、必

要に応じて保護者も交えて検討する。違いが生じる場合には、目立たないようにすることや、子どもに納得できる説明をすることが必要である。特に少数となる子どもに対しては、疎外感や居心地の悪さを感じないように、あるいは表面に表れにくい子どもの葛藤を受け止め、自己を発揮できるよう、配慮することが求められよう。

第2章 合同保育の留意事項

1 保育の計画

(1) 生活プランの作成

合同保育における保育計画・指導計画については、子どもの生活全般を通じて、保育の目標が達成されるように、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」を作成する。

このような「保育計画」は、全ての子どもが入所している間、常に適切な養護と教育を受け、安定した生活を送り、充実した活動ができるように柔軟で、発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるように配慮することが重要である。

保育計画は、地域の実態、子どもの発達、家庭状況や保護者の意向、保育時間などを考慮して作成する。また、指導計画はこの保育計画に基づき、子どもの状況を考慮して、乳幼児期にふさわしい生活の中で、一人一人の子どもに必要な体験が得られる保育が展開されるように具体的に作成する。

合同保育では、一人一人の生活体験や家庭・地域環境は様々であり、子どもと家庭の持つニーズは幅広く多様となる。このことから、全ての子どもが参加する“合同保育”の時間内に限定した「幼児教育の計画」にとどまらず、一人一人の生活背景や家庭・地域生活までをも視野に入れた生活全般を見通した「生活プラン」として作成することが求められる。そのため、合同保育における保育計画、

指導計画については、家庭や地域の生活と園生活との連続性、一貫性を考慮し、子どもの生活全般を見通した生活プランとして策定することが望まれる。

0歳から就学前までの発達を連続性、一貫性のあるものとして一貫して捉え、実施されるよう計画を作成することが求められる。

2 保育の内容

(1) 日課

合同保育では、子どもの生活背景が幅広く、それぞれ異なることから、多様なプログラムが展開されることとなる。このため日課は、個々の子どもの状況に応じることができるよう、多様性と柔軟性を持って計画し、進めることが求められる。

特に、子どもが集中して登園する時間帯には、既に登園している子どもの生活を乱さないよう、自然な形で順次、子どもを受け入れる配慮が必要である。同様に子どもが集中して降園する時間帯にも、保育者が一人一人の子どもに目配りを欠かさず、個々の生活背景の違いに十分に配慮し、その心情をくみ取ることが求められる。

さらに子どもが発達に応じてそれぞれの生活の違いを理解し、受け入れることができるよう援助することが求められる。

(2) 子どもの服装・持物

子どもの服装・持ち物など、目に見えるものについて、違いが目立たないようにする。そのありかたについて、職員間、また保護者とじゅうぶんな話し合いを行い、相互理解を深めた上で実施すること。

(3) 食育

昼食やおやつなどの園での食事は、必要な栄養摂取にとどまらず、人間関係の基礎や基本的な生活習慣を形成する重要な営みである。子どもは身近なおとな（保育者）をモデルとし、援助を受けること、あるいは他の子どもとの関わりを通して、豊かな食体験を積み重

ねていく。特に、食事は、子どもと共によりよい生活を創造する作り出す貴重な機会でもあり、子どもがこのような体験を通して、豊かに育っていくことを援助することは重要である。楽しく食べる体験を通じて、子どもの食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う食育の充実を図ることが望まれる。

このような食育の実施に当たっては、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに進めることが重要である。特に家庭の食習慣の乱れや心と体の健康問題が生じている現状にかんがみ、乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着、及び食を通じた人間性の形成・家族関係作りによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する取り組みを進めることが必要である。このためには、家庭に対して、園での子どもの食事の様子を伝えるとともに、家庭からの食に関する相談に積極的に応じることが求められる。

(4) 早朝・預かり・延長保育など

早朝・預かり・延長保育などについては、基本的には通常の保育の計画に基づき進めるものであるが、その実施にあたっては、子どもの年齢、健康状態、生活習慣、生活リズム及び情緒の安定に配慮した保育を行うように特に留意する。

特に子どもの利用時間の差異が大きいことから、子どもの情緒に及ぼす影響を敏感にくみ取り、個々の子どもが感じる寂しさや負担感に配慮した保育を行う。時間帯によって子どもの生活を分断しないよう日課や環境設定に配慮するとともに、早朝・預かり・延長保育などを軽視することのないよう留意する。

また、1日24時間の生活を視野に入れ、家庭との連携を密にして、子どもにとって豊かで安定した生活が送れるよう配慮や支援を行うこと。

(5) 長期休暇（春季、夏季、冬季休暇）

長期休暇を取る子どもがいる期間において

は、子ども集団の変化を考慮し、継続して通園する子どもが安定して生活できるよう日課やクラス編成、環境設定、保育内容に配慮する。また、休暇後の保育については、子どもがとまどうことなく活動できるよう子ども同士の関係や子ども一人一人に十分な目配りを行うこと。

(6) 行事

行事の実施にあたっては、全ての子どもが共通して体験できるよう、開催日や内容を十分に検討し、生活背景の違いに配慮することが求められる。この実施に際しても、職員間、また保護者とじゅうぶんな話し合いを行い、相互理解を深めること。

保護者の保育参加にあたっては、異なる生活背景を持つ保護者が協力して保育に参加できるよう配慮すること。例えば、懇談会の内容や行事の準備、開催日などの設定については、保護者が互いの生活スタイルの違いを理解できるよう援助し、それぞれの生活に応じて選択して協働できるよう多様な選択肢を用意するなど工夫・配慮すること。

3 クラス編成、環境設定

(1) 子ども同士の関係への援助

子ども同士の関係を豊かにするために、クラスやグループ編成、その呼称等への配慮が必要である。特に少数となる子どもについては、その心情に配慮したきめ細やかな配慮をすること。

(2) 異年齢交流

異年齢の子どもとの自然な関わりが、子どもの健全な育ちには不可欠である。特に今日、このような異年齢の関わりが地域や家庭に減少していることから、合同保育の実施にあたっては、0歳から就学前まで発達を一貫してとらえ、0歳児も含めて異年齢の子ども相互の自然なふれあいを重視することが望まれる。なおその実施にあたっては、一人一人の子

どもの生活や経験などを把握し、適切な環境構成や援助などができるよう十分に配慮すること。

4 保育者の配置、研修体制等

(1) 保育者と子どもの一貫した関わり

保育者との信頼関係は、保育の基盤となるものである。長時間、園で生活する子どもにとって、保育者は保護者に代わる愛着関係を結ぶ対象である。子どもが安心して自己を発揮できるよう、保育者と一貫した関わりを持ち、信頼関係を築くことができる保育者の配置、勤務体制に配慮すること。

(2) 職員の協力体制

合同保育が異なる専門性、広範な業務内容、複合的な勤務態勢によって実施されることを考えると、職員間、特に保育士と幼稚園教諭の連携を密にすることが重要である。子どもの利用時間の多様化にとまどない、職員の勤務体制も複雑化するが、園全体の職員が必要な情報を共有し、協力体制を作り、保育に取り組めるよう、勤務体制や職員会議の開催に配慮すること。

(3) 記録

一貫した保育の取り組みや、家庭生活と園生活の連続性を図る観点からも、個別の状況をとらえた記録の取り方を工夫すること。

(4) 研修

保育の質の向上のために、保育者の専門性を高める研修・研究は必須である。このため、保育所と幼稚園が協力し、研修の時間を確保すること。職員全体で園内研修を実施することや、保育所と幼稚園を対象とする外部研修に相互参加することにより、専門性の維持向上と連携強化に努めること。

(5) 園内のマネジメント強化

保育所と幼稚園とは独自の文化を培ってきた側面もあるが、合同保育の実施にあたっては、互いの有する専門性を活かし、相互理解・連携を図り、ニーズに適切に対応した保育

活動の実践が求められる。職員間の連携が円滑に進むよう園長等によるマネジメントの強化が求められる。

5 特別な配慮を必要とする子どもと家庭への対応

健康状態・発達状況、家庭状況等から個別的な配慮を必要としている子どもや家庭については、一人一人の発達や状況を把握し、指導計画の中に位置づけて、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して、両者がともに健全な発達が図られるように努めること。このためには記録をとり、また職員間で十分な事例検討を行い、園全体の共通理解を深めて、連携して支援にあたることが求められる。

保育の展開にあたっては、その子どもの発達状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育することや、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすること。

また家庭との連携を密にして、保護者への援助を行う。その際には、保護者の子育てを支援する姿勢を維持するとともに、その生活背景の理解に努めることが重要である。日頃から保護者が安心して悩みを打ち明けられるような環境、態度を心がけ、様々な機会をとらえて、援助にあたること。

また、必要に応じて関係機関などの意見を求めたり、連携して、適切に対応する。関係機関との連携は、保護者との十分な話し合いと同意を得て行うことが基本であるが、子どもの権利侵害に関わる重大な兆候や事実が明らかに見られる場合は、保護者の同意がなくても、迅速に児童相談所など関係機関に連絡し、連携して援助を行うこと。

6 小学校との連携

小学校との関係については、子どもの連続的な発達などを考慮して、互いに理解を深めるようにするとともに、子どもが入学に向か

って期待感を持ち、自信と積極性を持って生活できるように指導計画の作成に当たってもこの点に配慮すること。

このために、家庭との密接な連携のもとに、個々の子どもについて必要な情報を小学校に提供し、発達のプロセスへの共通理解や、就学後に必要な配慮を共有していくこと。また日常的に、園と小学校の交流や合同研修などに取り組むこと。

7 子育て支援のための地域ネットワーク

核家族化、都市化の進展により、地域の子育て力は低下し、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの育ち、親の育ちに支援の必要な状況が生じている。子どもは、家庭を基盤として、子どもを取り巻く人や物、自然や社会などとの関わりの中で、豊かな感性や困難な状況に対処する力を身につけていく。そのため、子どもの健やかな育ちを保障していくためには、子どもから家庭へ、さらに地域へとつながる保育活動の広がりが望まれる。

次世代育成支援の重要性が高まるなか、地域の子育ち・子育て支援の充実を図るため、合同保育においても、地域に根付いた保育を行い、子育て支援・地域交流の拠点となって地域のつながりを再構築すること。この中には、次代の親となる中学生や高校生が乳幼児とふれあう機会を積極的に設けることが含まれる。

また、地域の子育てに関する社会資源のネットワークの要となること、さらには、従来の枠組みを越えた、地域住民、地域関係機関・施設、行政等のマネジメントを果たすことが望まれる。